

郡山市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月7日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第8号

郡山市営住宅条例の一部を改正する条例

郡山市営住宅条例（平成9年郡山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
<p>(準用)</p> <p>第48条の7 被災者等による市営住宅の使用に当たっては、第17条、第18条、第20条から第27条まで、第36条、第40条並びに第41条第1項（同項第7号を除く。）及び第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「市営住宅の入居者」とあり、及び「入居者」とあるのは「被災者等」と、第17条第1項中「第11条第5項」とあるのは「第48条の3第2項」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第41条第1項」と、同条第3項中「市営住宅に入居した場合」とあるのは「市営住宅の使用を開始した場合」と、同条第4項中「第40条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第40条第1項」と、第25条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と、第41条見出し中「住宅の明渡請求」とあるのは「被災者等に係る使用許可の取消し」と、<u>同条第1項各号列記以外の部分</u>中「明渡し」とあるのは「使用許可を取り消し、その明渡し」と、同項第2号中「3月」とあるのは「1月」と読み替えるものとする。</p> <p>別表（第3条、第54条関係）</p> <p>1 市営住宅</p>				<p>(準用)</p> <p>第48条の7 被災者等による市営住宅の使用に当たっては、第17条、第18条、第20条から第27条まで、第36条、第40条並びに第41条第1項（同項第7号を除く。）及び第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「市営住宅の入居者」とあり、及び「入居者」とあるのは「被災者等」と、第17条第1項中「第11条第5項」とあるのは「第48条の3第2項」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第41条第1項」と、同条第3項中「市営住宅に入居した場合」とあるのは「市営住宅の使用を開始した場合」と、同条第4項中「第40条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第40条第1項」と、第25条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と、第41条見出し中「住宅の明渡請求」とあるのは「被災者等に係る使用許可の取消し」と、<u>同条第1項本文中</u>「明渡し」とあるのは「使用許可を取り消し、その明渡し」と、同項第2号中「3月」とあるのは「1月」と読み替えるものとする。</p> <p>別表（第3条、第54条関係）</p> <p>1 市営住宅</p>			
名称	位置	棟数	戸数	名称	位置	棟数	戸数

(略)			
希望ヶ丘市営住宅	郡山市希望ヶ丘地内	43	844
(略)			
小山田市営住宅	郡山市大槻町字小山田前12番地	46	792
(略)			
2・3 (略)			

(略)			
希望ヶ丘市営住宅	郡山市希望ヶ丘地内	44	845
(略)			
小山田市営住宅	郡山市大槻町字小山田前12番地	48	800
(略)			
道ノ窪第一市営住宅	郡山市富久山町福原字道ノ窪53番地	1	2
大師前市営住宅	郡山市富久山町福原字大師前42番地	2	8
(略)			
2・3 (略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。